

## 清川村住宅取得奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本村への移住・定住の促進、自治会及び地域経済の活性化を図るため、村内に住宅を取得した者に対し、村が予算の範囲内において奨励金を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年清川村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本村に10年以上居住する意思を持ち、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に居住し、かつ当該住宅の所在地を住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録される住所をいう。以下同じ。）とする者で、生活実態があることをいう。
- (2) 住宅 村内において専ら人の居住の用（専用の台所、便所、浴室及び居室を有するもの。）に供し、居住部分の床面積が55㎡以上の一戸建て住宅をいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が建物全体の延べ床面積の2分の1以上、かつ居住部分の床面積が55㎡以上であることとする。
- (3) 新築住宅 前号に規定する住宅のうち、新たに建築された住宅（現に居住している住宅を取り壊し、新たに建築した住宅及び販売を目的として新たに建築された住宅を含む。）で、人の居住の用に供されたことのないものをいう。
- (4) 中古住宅 第2号に規定する住宅のうち、人の居住の用に供したことがあるものをいう。ただし、三親等以内の親族、三親等以内の親族関係にあつた者、婚姻関係にあつた者（異性間、同性間にかかわらず事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）及び同居人から取得する住宅を除く。
- (5) 村内業者 村内に主たる事業所を有する法人又は個人をいう。
- (6) 村外業者 村外に主たる事務所を有する法人又は個人をいう。
- (7) 改修工事 中古住宅のうち、居住の用に供する部分の安全性、居住性、機能等の維持又は向上させるため、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に基づき適正に行われる工事で次に掲げるものをいう。
  - ア 増改築、バリアフリー等の工事
  - イ 屋根、外壁の張替え、塗装等の工事
  - ウ 内壁、床、天井の張替え、塗装等の工事
  - エ 電気、給排水、冷暖房、空調等設備の改修、交換工事
  - オ 断熱、気密、遮音性能向上のための工事
  - カ その他安全性、居住性、機能等の維持又は向上のために必要と認められる工事
- (8) 移住者 次のいずれかに該当する者で、本村に転入する前1年の間に本村の住民基本台帳に記録されたことのない者をいう。
  - ア 他の市区町村から取得した住宅に定住した者
  - イ 他の市区町村から村内の賃貸住宅（清川村村営住宅条例（平成8年清川村条例第

6号)の規定による村営住宅及び清川村体験住宅実施要綱の規定による移住体験住宅を含む。)に居住し、当該賃貸住宅への転入日から起算して5年以内に取得した住宅に定住した者

- (9) 住宅取得日 取得した住宅の所有権保存登記又は移転登記の完了年月日をいう。  
(補助対象住宅)

第3条 奨励金の交付の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、新築住宅又は中古住宅で次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 取得対価の伴う請負契約又は売買契約により取得した住宅であること。  
(2) 建築基準法その他関係法令に違反していない住宅であること。

(交付対象者)

第4条 この要綱により奨励金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、対象住宅を取得した者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 奨励金の交付申請時において、対象住宅に定住していること。  
(2) 奨励金の交付申請時において、交付対象者及び交付対象者が属する世帯の全員(以下「交付対象者等」という。)に市区町村に納めるべき税等の滞納がないこと。  
(3) 清川村舟沢分譲地に係る定住促進減額譲渡要綱の規定による減額措置を過去に受けていないこと。  
(4) 交付対象者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。  
(5) 自治会に加入し、自治会活動に協力する意思を有していること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次の表に掲げる該当する区分に応じ、同表に定める奨励金の額の合計額とする。

区分	奨励金の額
対象住宅を取得し、定住した場合	50万円
対象住宅の建築又は改修を村内業者が行った場合	50万円
対象住宅の建築又は改修を村外業者が行った場合	20万円
対象住宅に定住した全ての者が移住者である場合	50万円
対象住宅が建替え又は村内転居等の場合	30万円

2 奨励金の交付は、交付対象者等につき、1回限りとする。ただし、交付決定日から起算して10年を経過したものは、この限りではない。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、清川村住宅取得奨励金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、村長に申請しなければならない。

- (1) 対象住宅の登記事項証明書(全部事項証明書)又はその写し  
(2) 対象住宅に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し  
(3) 併用住宅の場合は、居住部分の床面積及び面積割合が確認できる書類(建物平面

図等)

(4) その他村長が必要と認める書類

2 前条の規定により奨励金の加算を申請する場合は、前項の書類に併せて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 新築住宅の建築を村内業者又は村外業者が行った場合 村内業者又は村外業者により建築されたことが確認できる書類

(2) 対象住宅に定住した全ての者が移住者である場合

ア 本村に転入する前1年間の住所の履歴が確認できる書類（戸籍の附票等）

イ 他の市区町村から取得した住宅に定住した場合は、転入前の市区町村の住民税の納入状況が確認できる書類（納税証明書又は非課税証明書）

ウ 村内の賃貸住宅から取得した住宅に定住した場合は、当該賃貸住宅に入居していたことが確認できる書類（賃貸借契約書等）

(3) 中古住宅を取得し、改修工事を村内業者又は村外業者が行った場合

ア 改修工事を村内業者又は村外業者が行ったことが確認できる書類（契約書等）

イ 改修工事に要した費用の支払及び内訳が確認できる書類（領収書、見積書等）

ウ 改修工事の内容が確認できる写真又は図面等

3 前2項の規定にかかわらず、村長は特に必要ないと認めるときは同項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

4 奨励金の交付申請は、住宅取得日から起算して6か月以内にしなければならない。

ただし、中古住宅を取得し、改修工事を行った場合は、住宅取得日から起算して1年以内とすることができる。

（奨励金の交付決定）

第7条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容の審査を行い、奨励金の交付の可否及び金額を決定し、清川村住宅取得奨励金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定による審査を行うに当たり、必要に応じて聞き取り及び現地調査を行うことができるものとし、申請者はこれに協力しなければならない。

3 村長は、第1項の奨励金の交付決定する場合において、奨励金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（奨励金の請求等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、清川村住宅取得奨励金請求書（第3号様式）により、村長に対し奨励金を請求するものとする。

2 村長は、前項の規定による請求を受けたときは、内容を審査した上で、奨励金の額を確定し、当該請求をした者に支払うものとする。

（奨励金の返還等）

第9条 村長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、奨励金の交付を受けたとき。

(2) 清川村の村税その他の納付金を滞納したとき。

(3) 奨励金の交付決定日から起算して、10年を経過する前に対象住宅から住所を異動

したとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) 奨励金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(6) その他奨励金を交付することが適当でないと村長が特に認めたとき。

2 村長は、前項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、清川村住宅奨励金交付決定取消通知書（第4号様式）により、当該交付決定を取り消した者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、清川村住宅取得奨励金返還命令書（第5号様式）により奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

4 前項の規定により返還命令を受けた者は、村長が定める期日までに全部又は一部を返還しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以後に取得した住宅について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正前の清川村住宅取得奨励金の規定により交付を決定された奨励金の扱いについては、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の清川村住宅取得奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行期日前に取得された住宅については適用せず、なお従前の例による。